

福島県若手社員の出会いの場創出事業費補助金イベント実施要領

福島県若手社員の出会いの場創出事業において、青年会議所、商工会議所等の団体や企業等（以下「補助事業者」という。）が婚活イベントやスポーツ、文化活動等の交流イベント（以下、「交流イベント」という。）を実施する際の要領を以下のとおり定める。

1 イベントの定義・要件等

本事業で補助対象とするイベントとは以下の要件を満たしたものであること。

以下の要件を満たすものであれば、新規か従来から行っていたイベントをアレンジしたものかは問わない。

	①婚活イベント	②スポーツ、文化活動等の交流イベント
想定する内容	結婚や交際を望む独身男女の健全な出会いや交流を目的としたイベントであり、パーティー、バスツアー、文化、スポーツ等の体験など出会いや交際のきっかけとなるもの。	
対象外イベント	独身男女の参加が見込まれるものであっても出会いや交流を目的とするものでないもの（企業説明会、同窓会等）、参加者をあらかじめ把握しないイベント等（展示会、展覧会、野外フェス等）	
参加者	補助事業者又はその関係する企業等が雇用している「独身」従業員等で18歳以上～49歳未満の者。なお、独身者であることの証明は求めないが、補助事業者の責任で確認すること。	
開催規模・開催場所	「独身」男女各10名以上が参加することを要件とする。またイベントの開催場所は県内に限る。	
参加する男女の割合	参加する男女の比率が極端に偏らないよう、少ない方の性別が全体の3割を下回らないこと。	
必須とするイベント内容	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中に<u>異性間の自然な交流が促進されるようミニゲームやグループワークなど男女が協同して取り組む何らかの仕掛け</u> ・異性との<u>1対1での会話や交流</u>を行える機会 ・交際の希望や好印象の異性について相互成立を確認するいわゆる<u>マッチング（成立発表はイベント後でも可）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中に<u>異性間の自然な交流が促進されるようミニゲームやグループワークなど男女が協同して取り組む何らかの仕掛け</u>

参加者アンケート	参加者アンケートの実施により感想や意見等を聞き取ること。 参加者アンケートについては県が用意するひな形に準じ、必要に応じて設問内容を調整して使用すること。	
成果報告として求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別年齢別人数 ・上記マッチングの結果（成立したカップル数等） ・イベント参加者の感想、意見等（アンケート結果） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別年齢別人数 ・イベント参加者の感想、意見等（アンケート結果）
その他事業周知への協力	本事業では、補助事業者の活用事例をまとめ、事例集としてとりまとめるため、イベント実施以降に制作会社から取材等の依頼があった場合はご協力ください。	

2 補助対象経費について

本事業で補助対象とする経費については以下に掲げるものとする。

なお、記載がない項目で事前に協議を行い認められたものは補助対象経費とすることができる。

経費区分	具体例
報償費	・講師、司会等の謝金
旅費	・講師、司会等の交通費
需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費等）	・事務経費（チラシ等の印刷製本費、燃料費） ・イベント開催に用いる消耗品費（ネームプレートや会場で使用する文房具等） ・イベントの一環として行われるミニゲーム等の景品代（著しく高価と認められるものは除く）
需用費（食料費及び賄材料費）	・飲食を伴うパーティー、バーベキュー等、参加者の交流のために必要な企画に係る食料費（参加者1人あたり2,000円を上限とし、アルコール代は対象外とする。） ・料理体験、お菓子作り等、調理の過程を通じた交流を図るイベント等に係る賄材料費
役務費	・郵送等に係る切手代、はがき代、宅急便料金等 ・広告宣伝費 ・イベント開催にあたり特別に加入することが必要な保険料
委託料	・自主的な企画、運営が困難と認められる内容に係る委託料のみ（県に事前に協議すること）
使用料及び賃借料	・会場使用料、入場料 ・実施開催に必要な用品の借上料 ・マイクロバス等の借上料
体験料	・体験教室、アクティビティ等の体験料
その他	・県に事前に協議があり認められたもの

【留意点】

※課税事業者が補助対象経費を積算する場合は、補助金交付要綱第9条第2項及び第3項により、補助金の返還が生じることを避けるため、補助金の額に影響を及ぼさない範囲であれば、税抜きにより計算を行うことを推奨する。

※イベントの実施にあたり、例えば会場で使用使用するテーブルやイスの購入経費については、イベント終了後も継続的かつ長期にわたり事業者等の事業の用に供されることが想定される備品の購入と考えられることから補助対象としない。

※参加者から参加負担金を徴収する場合は、上記において対象外とされる経費に充当するものとして、適正な額を設定すること。

3 イベント内容にかかる留意事項について

【共通事項】

- (1) 出合いを求める独身男女が安心して参加できる内容とし、公序良俗に反する内容、過度な演出や参加者の安全を確保できないもの等、社会通念に照らして適当でないと思われる内容は認められないこと。
- (2) イベントを安全に実施するための施設・設備等の環境の確保など、運営上の必要な配慮を行うとともに、イベントの実施にあたっては周辺環境への必要な配慮を行い、事故防止に万全を期すこと。
- (3) 特定の商品等の販売斡旋、当事業以外の事業への勧誘を行うなど、当事業の趣旨を逸脱する活動及び宗教活動、政治活動は行わないこと。
- (4) イベントでアルコールを提供する場合は、参加者が節度を失わないように留意するとともに、飲酒運転防止について厳重に注意喚起すること。
- (5) イベントの実施にかかる参加者等からの苦情等については、補助事業者が責任を持って速やかに対応すること。
- (6) 本補助金の交付を受けた補助事業者は、参加者に対し、イベント内容等の十分な事前周知を行い、イベント当日に参加者との認識に齟齬が生じないように留意すること。
特に、男女の交流を促す内容やマッチングなど、イベントの根幹をなす重要な部分については、主催者と参加者でトラブルになりやすい点となるため丁寧に周知を行うこと。

【個人情報保護】

- (1) 参加者の個人情報は、補助事業者の責任のもとに厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに他の目的に使用しないこと。
- (2) 参加者の個人情報については、事前・事後を問わず一切の問い合わせに答えないこと。(参加者間の個人情報の交換については、自己責任において行わせること。)
- (3) イベント終了後は、収集した個人情報等は適切に破棄し不用意に保管することがないようにすること。
- (4) 参加者に対しては、イベント終了後に交換をした個人情報を第三者に伝えるなど別の目的に利用しないよう、注意を促すこと。

【トラブルの予防と対処】

- (1) 参加希望者との連絡で齟齬が生じないよう、参加申込締切日とイベント実施日は、十分に期間をとるなど余裕を持った対応ができるよう配慮すること。
- (2) 問題行動のある参加者がいた場合は、参加を拒否したり、退場を求めるなど、他の参加者の保護に努めること。
- (3) 参加者間のトラブルについては、イベント開催中は補助事業者が対応し、開催後については、基本的に当事者間の解決にゆだねること。

4 問い合わせ先

福島県こども未来局 こども・青少年政策課

TEL : 024-521-7198

E-mail: kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp